

亀山市下水道事業関連条例の一部改正（使用料金）について

下水道事業は、企業会計の独立採算制の原則の下、亀山市下水道事業経営戦略に沿った事業運営を行っております。

近年の経営戦略の進捗を確認しましたところ、経費回収率等に乖離が見受けられ、昨今の社会情勢等を踏まえると今後も同様の傾向が続くことが予想されたこと等から、経営戦略にのっとり、下水道使用料改定の必要性について検討をいたしました。

1. 下水道事業関連条例の一部改正について

地方公営企業は独立採算制が原則ですが、亀山市下水道事業会計においては、一般会計からの繰入金で不足分を補っており、国の使用料水準（1㎡当たり150円）を下回る現行の使用料体系では繰入金が年々増加する見込みです。このことから、公共下水道使用料の見直しが必要と判断したため、所要の改正を行うものです。

一方、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料が異なることに対し、公平性の観点から農業集落排水処理施設使用料についても見直しが必要と判断したため、所要の改正を行うものです。

2. 公共下水道使用料の在り方の検討について

(1) 現状と課題の整理

近年の亀山市下水道事業会計決算においては、使用料収入により必要な経費を十分に賄えておらず、昨今の物価高の影響も加わり、経費回収率は今後も低下していくことが見込まれています。

亀山市下水道事業決算

決算	R01	R02	R03	R04	R05	R06
下水道使用料（千円）	430,328	449,717	451,867	463,739	456,449	457,600
汚水処理費（千円）	430,917	458,307	462,152	471,572	469,357	472,434
経費回収率（％）	99.86	99.13	97.77	98.34	97.25	96.86
使用料単価（円）	149.8	148.7	146.7	147.5	145.9	145.3

※経費回収率 = 下水道使用料 ÷ 汚水処理費 × 100 ※使用料単価 = 下水道使用料 ÷ 汚水処理費 × 100 × 150 円

一般会計からの繰入金への依存が今後も続き、公共サービス全般に影響を及ぼすおそれがあることから、独立採算制の原則に基づき、必要な経費を賄える程度にまで使用料を増収させる必要があります。

(2) 使用料体系の設定

使用料体系については、『下水道使用料算定の基本的考え方』（日本下水道協会）に基づき、経費の性質に応じて基本使用料と従量使用料のいずれにより徴収すべきかを整理するとともに、近年の下水道の使用形態に即した受益者負担となるよう従量使用料の区分に新たに6 m³から10 m³までの層を加え、一部の利用者に過度な負担が生じないように料金を設定いたしました。

<使用料体系改定案>

		現行	改定案	増加率
基本使用料金		990 円	1,100 円	11.1%
従量使用料金 1 m ³ あたり	①: ~5 m ³	0 円	0 円	
	②: 6~10 m ³	0 円	22 円	
	③: 11 m ³ ~20 m ³	148 円	165 円	11.5%
	④: 21 m ³ ~30 m ³	165 円	187 円	13.3%
	⑤: 31 m ³ ~50 m ³	187 円	214 円	14.4%
	⑥: 51 m ³ ~100 m ³	214 円	247 円	15.4%
	⑦: 101 m ³ ~500 m ³	247 円	286 円	15.8%
	⑧: 501 m ³ ~	280 円	324 円	15.7%

上記の使用料体系改定案により試算したところ、収入見込、経費回収率及び一般会計繰入金
の推移は下記のとおりとなり、改定後に収入の増加並びに経費回収率の向上及び使用料水準の
引上げが図られ、一般会計繰入金も削減される見込みです。

<改定後の収入見込、経費回収率及び一般会計繰入金> (千円)

	R08	R09	R10	R11	R12	計
当初収入見込	478,000	499,400	504,700	510,000	515,100	2,507,200
使用料対象経費	545,107	571,952	581,249	590,436	597,723	2,886,467
汚水処理費	519,800	550,435	560,764	572,094	580,852	2,783,945

【改定案】

改定後収入見込	539,449	581,925	585,646	589,345	593,072	2,889,437
経費回収率	103.78%	105.72%	104.44%	103.02%	102.10%	103.79%

※ 経費回収率 = 改定後収入見込 ÷ 汚水処理費 × 100

単位 (千円)	R08	R09	R10	R11	R12	計
使用料単価	155.7	158.6	156.7	154.5	153.2	155.7
一般会計繰入金						
改定前	323,905	350,735	361,760	374,250	383,058	1,793,708
改定案	262,456	268,210	280,814	294,905	305,086	1,411,471
削減見込額	△61,449	△82,525	△80,946	△79,345	△77,972	△382,237

(3) 使用料改定案と改定前の使用料対比

1 m³ごとの改定前との差額及び増加率は、下記のとおりとなります。

<改定後の使用料>

使用水量	改定後	現行	差額	増加率	使用水量	改定後	現行	差額	増加率
1m ³	1,100円	990円	110円	11.1%	18m ³	2,530円	2,170円	360円	16.6%
2m ³	1,100円	990円	110円	11.1%	19m ³	2,695円	2,320円	375円	16.2%
3m ³	1,100円	990円	110円	11.1%	20m ³	2,860円	2,470円	390円	15.8%
4m ³	1,100円	990円	110円	11.1%	21m ³	3,047円	2,630円	417円	15.9%
5m ³	1,100円	990円	110円	11.1%	22m ³	3,234円	2,800円	434円	15.5%
6m ³	1,122円	990円	132円	13.3%	23m ³	3,421円	2,960円	461円	15.6%
7m ³	1,144円	990円	154円	15.6%	24m ³	3,608円	3,130円	478円	15.3%
8m ³	1,166円	990円	176円	17.8%	25m ³	3,795円	3,290円	505円	15.3%
9m ³	1,188円	990円	198円	20.0%	26m ³	3,982円	3,460円	522円	15.1%
10m ³	1,210円	990円	220円	22.2%	27m ³	4,169円	3,620円	549円	15.2%
11m ³	1,375円	1,130円	245円	21.7%	28m ³	4,356円	3,790円	566円	14.9%
12m ³	1,540円	1,280円	260円	20.3%	29m ³	4,543円	3,950円	593円	15.0%
13m ³	1,705円	1,430円	275円	19.2%	30m ³	4,730円	4,120円	610円	14.8%
14m ³	1,870円	1,580円	290円	18.4%	50m ³	9,010円	7,860円	1,150円	14.6%
15m ³	2,035円	1,730円	305円	17.6%	100m ³	21,360円	18,560円	2,800円	15.1%
16m ³	2,200円	1,870円	330円	17.6%	500m ³	135,760円	117,360円	18,400円	15.7%
17m ³	2,365円	2,020円	345円	17.1%	1,000m ³	297,760円	257,360円	40,400円	15.7%

(4) 公共下水道使用料の在り方の検討結果

昨今の下水道の使用形態の傾向は、30m³までの使用者は増加傾向にあり、特に10m³までの層が急激に増加している一方、大口の使用者の件数はほぼ横ばいであり、中間層の31m³から50m³までの使用者については令和3年度から減少傾向にあることが確認されています。このことから、引き続き10m³までを基本使用料金のみとする使用料体系を基にした改定は、昨今の下水道の使用形態の傾向に対応しておらず、11m³以上の使用者に対する過度な負担が生じるおそれがあるため、公平性に欠けることとなります。

空き家ではなく普段の生活のために汚水を排出している住居、例えば、1人の方が生活しておれば6m³以上の汚水排水を使用すると考察されます。

このことから、使用水量5m³までを基本使用料金として、使用水量6m³からは1m³ごとの従量使用料金とする改正案を提案いたします。(亀山市公共下水道条例第25条及び別表第3関係)

基本使用料金	改正後 (5m ³ まで)	改正前 (10m ³ まで)
		1,100円

従量使用料金 1m ³ につき	汚水の量	改正後	改正前
	6m ³ ～10m ³	22円	—
	11m ³ ～20m ³	165円	148円
	21m ³ ～30m ³	187円	165円
	31m ³ ～50m ³	214円	187円
	51m ³ ～100m ³	247円	214円
	101m ³ ～500m ³	286円	247円
	501m ³ ～	324円	280円

3. 農業集落排水処理施設使用料の在り方の検討について

(1) 農業集落排水処理施設使用料と公共下水道使用料との比較

農業集落排水事業では、使用料の算定について人数割制を採用しており、その算定式は次のとおりとなっております。

<算定式（※税抜）> 基本使用料 2,000 円 + (500 円 × 使用人数)
--

使用料はほぼ固定額であり、使用水量に左右されない点が大きな特徴となっております。現行の公共下水道使用料（従量制）と比較した場合、4人世帯で同等となります。（※使用水量を8 m³/人とした場合）

	農業集落排水 処理施設使用料	公共下水道使用料（改定前） ※使用水量を8 m ³ /人で試算	
1人世帯	2,750 円	990 円	8 m ³
2人世帯	3,300 円	1,870 円	16 m ³
3人世帯	3,850 円	3,130 円	24 m ³
4人世帯	4,400 円	4,490 円	32 m ³
5人世帯	4,950 円	5,990 円	40 m ³
6人世帯	5,500 円	7,480 円	48 m ³

(2) 農業集落排水事業を取り巻く状況

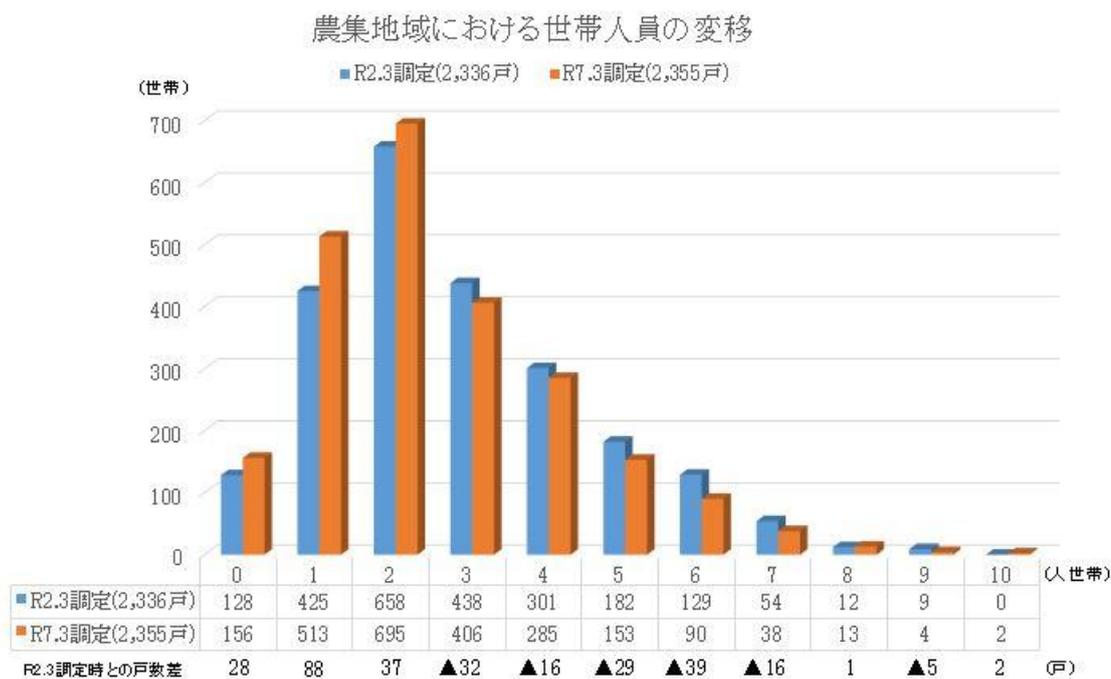
ア 処理場の老朽化に伴う整備

農業集落排水事業では、処理場14施設について亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づく整備等を進めており、一部の区域については公共下水道への編入を計画しております。

令和8年度には農業集落排水田村地区における公共下水道接続工事を予定しており、令和9年度には田村地区の約500世帯が公共下水道使用者となる見込みです。また、田村地区の編入後は、井尻地区及び白木一色地区を順次公共下水道へ編入する予定です。

イ 社会の変化に伴う下水道施設の使用形態の変化

農業集落排水の使用料体系は、農村部における世帯構成、使用水量等地域の特性を考慮して設計されておりますが、現状においては、少子・高齢化の進行によりこれらの地域特性は無くなりつつあります。



(3) 使用料改定前と改定案の使用料対比

改定前の人数割から公共下水道使用料と同一のものとした改定案での使用料対比は下記の通りとなります。公共下水道使用料改定案（従量制）と比較した場合、3人世帯で同等となります。

	農業集落排水処理施設使用料	(改定前) 公共下水道使用料 ※使用水量を8㎡/人で試算		(改定後) 公共下水道使用料 ※使用水量を8㎡/人で試算	
		金額	使用水量	金額	使用水量
1人世帯	2,750円	990円	8㎡	1,166円	8㎡
2人世帯	3,300円	1,870円	16㎡	2,200円	16㎡
3人世帯	3,850円	3,130円	24㎡	3,608円	24㎡
4人世帯	4,400円	4,490円	32㎡	5,158円	32㎡
5人世帯	4,950円	5,990円	40㎡	6,870円	40㎡
6人世帯	5,500円	7,480円	48㎡	8,582円	48㎡

(4) 農業集落排水処理施設使用料の在り方の検討結果

農業集落排水処理施設使用者と公共下水道使用者がそれぞれ属する中で、それぞれの地域において下水道施設の使用形態に大きな差異は見受けられず、また、「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用」(SDGsゴール12「つくる責任 つかう責任」)という観点においても、水の過剰使用を助長させる可能性がある人数割制は、時流に合ったものとは言い難いことです。

これらのことから、農業集落排水処理施設使用料の在り方は、世帯構成の変化等に伴う公平性の観点から、使用料体系を公共下水道事業と同一にすることが必要と判断したため、改正案を提案いたします。なお、農業集落排水処理施設使用料を公共下水道事業と同一となる従量制へ移行する場合、その移行時期は、田村地区を公共下水道区域へ編入する令和9年度が適切といたしました。(亀山市農業集落排水処理施設条例 第12条及び別表第3関係)

基本使用料金	改正後 (5㎡まで)		改正前 (10㎡まで)	
	1,100円		990円	
従量使用料金 1㎡につき	汚水の量	改正後	改正前	
	6㎡～10㎡	22円	-	
	11㎡～20㎡	165円	148円	
	21㎡～30㎡	187円	165円	
	31㎡～50㎡	214円	187円	
	51㎡～100㎡	247円	214円	
	101㎡～500㎡	286円	247円	
501㎡～	324円	280円		